

## 補助金調書

補助金名	福岡市介護保険離島交通費補助金	担当課 (連絡先)	福祉局高齢社会部介護保険課 (TEL733-5452)	
交付先	団体	島外に所在する 指定居宅サービス等事業者	区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	毎年6月頃	
(公募の場合) 応募要件	島内に居住する居宅要介護等被保険者に対し、訪問系居宅サービスを提供する島外の指定居宅サービス等事業者			
(非公募の場合) 非公募の理由	/			
補助開始年度	平成12	年度	経過年数	24
補助金の目的 及び 補助対象事業	<b>【目的】</b> 離島における居宅サービス等の円滑な提供を図るため。 <b>【補助対象事業】</b> 玄界島、小呂島、能古島に居住する介護等被保険者に対し、島外の指定居宅サービス等事業者が訪問系居宅サービス等を提供した場合に交通費の補助を行う。			
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2
終期を延長する理由	事業者は、通常の事業実施地域内の場合、交通費が介護報酬に含まれており、離島への乗船運賃を別途利用者に求めることができず、事業者負担が大きくなってしまふ。事業者が離島に在住している被保険者へのサービス提供を躊躇し、介護サービスの円滑な提供を図ることができなくなるおそれがある。そこで当該事業を延長することにより、離島に在住している居宅サービス利用者への介護サービスの円滑な提供を継続して図る必要がある。			
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定額	<b>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</b> 福岡市営渡船条例第1条に規定する福岡市営渡船の利用に要する運賃とする。 ○小呂島:1日当たり 3,580円(訪問入浴介護の場合 10,740円) ○玄界島:1日当たり 1,740円(訪問入浴介護の場合 5,220円) ○能古島:1日当たり 3,140円(訪問入浴介護の場合 5,960円)		
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	<b>【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】</b> /			
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度
	件	7 件	7 件	10 件
	982 千円	720 千円	525 千円	76 千円
前年度補助事業の主な実施概要	福岡市の離島である小呂島、玄界島、能古島居住者を対象とした居宅サービス等利用の促進のため、対象地域に対し居宅サービス等の提供を行った事業者に対し補助金を交付			
補助金交付による効果	離島においても必要な居宅介護サービスの提供が円滑に行われることにより、住み慣れた地域での在宅生活を継続することができる。			

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。